

ひとり親家庭等自立支援関係 令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

- 「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。
- 様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに婦人保護事業の運用面のさらなる改善に向けた取組の充実を図る。

（令和4年度予算案）

2, 160億円の内数

（令和3年度予算額）

（1, 992億円の内数）

※ 令和3年度第1次補正予算129億円を含む。

ひとり親家庭等自立支援関係の主な内訳は以下のとおり。

・母子家庭等対策総合支援事業	162億円 * 1	（ 158 億円 ）
・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業	22億円 * 2	（ ）
・児童扶養手当	1,618億円	（ 1,576 億円 ）
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	14億円	（ 21 億円 ）
・婦人保護施設措置費	26億円	（ 23 億円 ）
・児童虐待・DV対策等総合支援事業	278億円の内数 * 3	（ 213 億円の内数 ）

など

- ※ * 1は令和3年度第1次補正予算額2億円を含む。
- ※ * 2は令和3年度第1次補正予算額。
- ※ * 3は令和3年度第1次補正予算額66億円の内数を含む。

2. 就業支援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・高等職業訓練促進給付金の支給【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和の措置を令和4年度も継続する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】支給対象期間：修業する期間（6月以上修業する場合。上限48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

・自立支援教育訓練給付金の支給【拡充】

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金について、上限額を引き上げる。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

② " 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

③上記①、②に準じ地方自治体が地域の実情に応じて指定する講座

【支給内容】上記対象講座①は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座②は受講料の6割相当額、上限は修学年数×40万円、最大160万円

※ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充

- ◎ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。

訓練受講中の生活費支援【高等職業訓練促進給付金】

【支給内容】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

【対象者】

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

【令和2年度】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【令和3年度の特例】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を、令和4年度も継続

訓練経費の支援【自立支援教育訓練給付金】

【支給内容】

雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座等（※）を受講し修了した場合に、訓練経費の一部を支給する。

（※）雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座のほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定する講座

【現行】

- 上限**20万円**
- ※専門実践教育訓練給付の対象となる講座の場合、上限は修学年数×20万円

【令和4年度以降】

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する者については、上限額を修学年数×**40万円**に引き上げ

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること※令和3年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充。

対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等
※令和3年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充。

支給内容

- 【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）
- 【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

- 【総支給件数】 7,348件（全ての修学年次を合計）
- 【資格取得者数】 2,855人（看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など）
- 【就 職 者 数】 2,121人（看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金(5万円(住民税課税世帯は25,000円))を支給。

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限**40万円** ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件

令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）〈抄〉

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金貸付け）

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

（5）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする。

（地方税）

個人住民税について、所得税における〔延長・拡充〕（1）から（8）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金

4 その他

（国 税）

（7）母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

（地方税）

〈個人住民税〉

（2）個人住民税について、所得税における（5）から（9）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。